

## 海外募集型企画旅行用条件書

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部になります。

### 1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社愛媛新聞旅行（観光庁長官登録旅行業第 1819 号）（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット・ホームページ等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」という）によります。

### 2. 旅行のお申込みと契約の成立時期・ウェイティングの取り扱い

- 当社又は当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて必要事項をお申し出のうえ、パンフレット・ホームページ等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社の業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

区 分	申込金（お一人様）
旅行代金が 30 万円以上	5 万円以上旅行代金まで
旅行代金が 15 万円以上	3 万円以上旅行代金まで
旅行代金が 15 万円未満	2 万円以上旅行代金まで

- 当社らは電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して当社らが定める期間内に申込書と申込金をご提出願います。この期間内に申込金が提出されない場合、当社らは予約がなかったものとして取り扱います。

- 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項 2 により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリ、インターネットでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第 23 項 3 の定めにより契約が成立します。

- お申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。

- 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

- 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第 25 項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

7 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。

8 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

9 お申し込みの段階で、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を「ウエイティングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウエイティング登録」といいます。この場合でも当社は申込書と申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は成立しておりません。なお、当社がお申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様よりウエイティング登録の解除のお申し出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果としてお申し込みを承諾できなかった場合は、当社は申込金相当額（預り金全額）を払い戻しいたします。この場合、お客様からのウエイティングの取扱いを解除する旨のお申し出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

### 3. お申込条件

1 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

2 特定の旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

3 慢性疾患のある方、妊娠中の方など特別の配慮を必要とする方はその旨お申し出ください。現在健康を損なっている方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運輸・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介護者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。

4 お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療が必要と当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとることがあります。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

5 お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約）でお受けすることがあります。

6 お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。

7 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

8 お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

9 お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。

10 お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。

11 その他当社の業務上の都合があるときは、お申込をお断りすることがあります。

## 4. 最終日程表の交付

1 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客様にお渡し致します。

2 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（以下「最終日程表」という）を旅行開始日の前日までにお渡しします。当社は、旅行開始日の7日前までにお渡しできるよう努力しますが、ピーク時等においては遅れる場合があります。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表をお渡しする場合があります。

3 当社が、募集型企画旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負うサービスの範囲は、最終日程表に記載するところによります。

## 5. 旅行代金の適用とお支払い

1 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

2 「旅行代金」は、第2項1の「申込金」、第16項1の取消料、第16項3の「違約料」、及び第20項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレット・ホームページ等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金（又は基本代金）として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

3 旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当る日より以前にお支払いいただきます。但し、当該日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社らの指定した日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第23項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第16項に規定する取消料・違約料、第8項に規定されている追加代金及び第12項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

## 6. 旅行代金に含まれているもの

1 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。）、宿泊費、食事料金、観光料金（入場・ガイド料等）及び消費税等諸税・サービス料。

2 添乗員が同行するコースでは、添乗員経費、団体行動に必要なチップを含む。

3 お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料（お1人様20kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なります。）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もございます。

4 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ（該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徴収および返金はいたしません。

5 パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したもの。  
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 7. 旅行代金に含まれていないもの

第6項の旅行日程に記載された内容のほかは旅行代金に含まれません。

その一部を例示します。

- 1 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
- 2 空港施設使用料・空港税・出国税（パンフレット・ホームページ等に明示した場合を除きます。）
- 3 クリーニング代、電報電話料、ホテルのポーイ、メイド等に対するチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- 4 ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
- 5 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。（前項4のコースの燃油サーチャージは除きます。）
- 6 自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- 7 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行手数料）
- 8 旅行日程に記載されていない、送迎・観光・食事等の料金、税、サービス料金
- 9 傷害疾病に関する医療費
- 10 海外旅行保険料（任意保険）

## 8. 追加代金

第5項2でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合を除きます。）

- 1 パンフレット・ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップ、お1人部屋使用のための追加代金
- 2 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金
- 3 パンフレット・ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
- 4 パンフレット・ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
- 5 その他パンフレット・ホームページ等で「〇〇〇追加代金」と称するもの（ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット・ホームページ等に記載した場合の追加代金等）

## 9. 渡航手続、旅券・査証について

(1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

(2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット・ホームページ等又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

## 10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後であっても、以下の場合は旅行代金を変更します。

- 1 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、第 26 項の基準日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改訂される時は、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当る日より前にお客様にその旨を通知します。
- 2 第 10 項に記載した事由により旅行内容が変更（運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるものは除きます）されたことによって、旅行の実施に要する費用が増加または減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- 3 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する費用があるときはその費用をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。当社は旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様が次項により契約を解除し、契約上の地位を譲渡されようとしたお客様は、本条件書の定めるところにより、当社と新たに旅行契約を締結していただきます。

## 13. お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

- 1 お客様は、第 16 項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。
- 2 お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - (a) 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第 20 項（表）に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
  - (b) 第 11 項 1 に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - (d) 当社らの責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程表に従った旅行の実施が不可能になったとき。
  - (e) 当社らが、お客様に対し第 4 項 2 で定めた期日までに、最終日程表をお渡ししなかったとき。

3 当社は、本項1により旅行契約が解除されたときに、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項2により旅行契約が解除されたとき、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。

## 14. 当社らによる旅行契約の解除

1 お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合、第16項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

2 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- (a) お客様が当社らのあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (b) お客様が病気その他の事由により、旅行に耐えられないと認められたとき。
- (c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある認められたとき。
- (d) お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当る日より前に、また、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当る日より前までに、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- (e) スキーを目的とする旅行における降雪量不足など旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- (f) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (g) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超えて負担を求めたとき。
- (h) お客様が第3項8から10に該当することが判明したとき。

3 当社は本項1により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項2により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

## 15. 旅行開始後の解除・払戻し

1 お客様による解除・払戻し

- イ. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻をいたしません。
- ロ. お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻しいたします。

2 当社による解除・払戻し

- イ. 当社は次に掲げる場合においては旅行契約を解除することがあります。
  - (a) お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
  - (b) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
  - (d) お客様が第3項8から10に該当することが判明したとき
- ロ. 当社が本項2のイの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁

済がなされたものとし、また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

八、本項 2 イ. (a) (c) により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。

## 16. 取消料

契約解除日とは、当社の営業日・営業時間内に解除のお申し出をいただき、当社が確認した日をさします。

1 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には、旅行代金に対してお 1 人につき次の取消料をお支払いいただきます。

区 分		取消料
(a) 本邦出国時または帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（事項に掲げる旅行契約を除く）		
起算して 旅行開始日の前日から	旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、 40 日目に当たる日から 31 日まで	旅行代金の 10%
	30 日目にあたる日から 3 日目に当たる日まで	旅行代金の 20%
	旅行開始の前々日及び前日	旅行代金の 50%
	旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%
(b) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約		
起算して 前日から 旅行開始日の	90 日目	旅行代金の 20%
	30 日目	旅行代金の 50%
	20 日目	旅行代金の 80%
	3 日目以降の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%
(c) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によります。
注 「ピーク」時とは、12 月 20 日から 1 月 7 日まで、4 月 27 日から 5 月 6 日まで及び 7 月 20 日から 8 月 31 日までをいいます。		
備考 取消料の金額は契約書面に明示します。		

2 お取消時すでに渡航手続き開始又は終了している場合には、本項の取消料の他に渡航手続所要実費および渡航手続取扱手数料を申し受けます。

3 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

4 お客様が旅行開始日の集合時刻に間に合わず、結果として旅行契約を解除された場合も本項 1 の取消料をお支払いいただきます。

## 17. 旅程管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- 1 お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- 2 本項1の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 18. 添乗員等の業務

- 1 添乗員の同行の有無はパンフレット・ホームページ等に明示します。
- 2 添乗員の同行しないコースはお客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン等をお渡ししますので、ご旅行の手続きはお客様ご自身にて行っていただきます。
- 3 現地添乗員が同行しない区間において、悪天候等によって旅行サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
- 4 添乗員の同行する旅行にあつては添乗員が、現地添乗員の同行する旅行にあつては現地添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- 5 添乗員の業務は、原則として、8時から20時までとします。
- 6 一部のコースにおいては、バスガイドとして乗務経験が豊富で、旅程管理業務を行う主任者（添乗員）の資格を有したスタッフが添乗員兼バスガイドとして同行する場合があります。

## 19. 当社の責任及び免責事項

- 1 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます）の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 2 当社又は手配代行者の故意又は過失がなくお客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、本項1の責任を負うものではありません。
  - イ. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ロ. 運送・宿泊機関の事故等によるサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ハ. 官公署の命令又は伝染病による隔離
  - ニ. 自由行動中の事故                      ホ. 食中毒                      ヘ. 盗難
  - ト. 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- 3 手荷物の損害については本項1の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人につき15万円を限度（当社に故意または重過失がある場合を除く）として賠償いたします。ただし、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他こわれ物については賠償の責任を負いません。



## 20. 旅程保証

1 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（第10項に規定する以外の次の各号に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第19項1の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

イ. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

- (a) 天災地変・戦乱 (b) 暴動 (c) 官公署の命令
- (d) 運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止
- (e) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- (f) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

ロ. 第13項と第14項および第15項2の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。

ハ. 次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、最終日程表に記載した日程からの変更で、募集パンフレット・ホームページ等に記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。

2 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様一人に対して1旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様一人に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3 当社が本項1の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項1の規定に基づく責任が明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第19項1の規定に基づき当社が支払うべき損害補償金と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した額を支払います。

4 当社はお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

(表) 変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送期間の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送期間の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0

8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更に着き1件として取り扱います。
- 注3. 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき1件として取り扱います。
- 注4. 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5. 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき1件として取り扱います。
- 注6. 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

## 21. 特別補償

- 1 当社は、第19項1の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被られたときは、旅行業約款「特別補償規程」により、死亡補償金・後遺障害補償金（限度額）として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円または通院見舞金として通院日数（3日以上）により2万円～10万円のいずれか高い方の金額、携行品に対する損害につきましては損害賠償金（15万円を限度）（ただし、1個または1対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨明示した場合に限り、「当該旅行参加中」とはいたしません。また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品・食料品等の消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体に書かれた原稿等の補償はしません。
- ※ 事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救済者費用等には一切適用されません。

2 当社が、本項1に基づく補償金支払義務と第19項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。

3 お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、無免許もしくは酒酔い運転、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、バンジージャンプなどその他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1の補償金および見舞金を支払いません。

但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。

## 22. お客様の責任

- 1 お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより、当社が被害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- 2 お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなくてはなりません。
- 3 お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、

旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 23. 通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受け場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。（受託旅行業者により当該取扱いができない場合があります。また取扱い可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

- 1 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。
- 2 お申込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- 3 通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- 4 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレット・ホームページ等に記載する金額の旅行代金」又は「第16項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- 5 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除のお申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。
- 6 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までにお支払いいただけない場合は第16項1の取消料と同額の違約料を申し受けます。

## 24. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気やけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。弊社でもお取り扱いしておりますので、お問合せください。

## 25. 個人情報の取扱いについて

### 1 お客様の個人情報の取得と利用目的

当社は、旅行申込みに際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得します。当社の個人情報保護方針及び個人情報のお取扱いにつき同意をいただいたうえで、お申し込みください。団体・グループを構成する旅行者の代表（契約責任者）のお客様は、個人情報の第三者提供が行われることについて、構成者（同行者）本人の同意を得るものとします。なお、取得したお客様の個人情報については、お客様との連絡、当社の提携する企業の商品やサービスの案内等のために利用させていただくほか、旅行手配やその他の手続きに必要な範囲内で運送機関・宿泊機関および保険会社、土産店等に提供します。

また、当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用します。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

### 2 お客様個人情報の共同利用について

当社では、原則、お客様の個人情報の共同利用はいたしません。共同利用する場合は事前にお客様の同意を取り付けます。

### 3 お客様個人情報に関するお問合せ・苦情について

当社が保有するお客様の個人データ（開示対象個人情報）の利用目的の通知、開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、その利用の停止、又は第三者への提供の停止の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、窓口までお申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明いたします。又、お客様の個人情報の取扱いについての苦情も下記窓口へお申出ください。

#### ■個人情報の取扱いに関するお問合せ先

株式会社 愛媛新聞旅行

TEL：089-933-3564 FAX：089-934-9276

受付時間 平日9：30～17：00 土曜日9：30～13：00（日・祝は休み）

#### ■当社の「個人情報保護方針」は

<http://ehimeshinbunryoko.jp/> をご参照ください。

## 26. ご旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット・ホームページ等に明示した日となります。

## 27. その他

1 お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疫病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失、忘れ物の回収等に伴う諸費用および別行動のために要した費用についてはお客様にご負担いただきます。

2 お客様に便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましてはお客様の責任で購入していただきます。

3 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

4 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項1及び第20項1の責任を負いません。

※ 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。

5 海外危険情報について 渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込みの際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。

また、「外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

6 衛生情報について 渡航先の衛生状況については、

「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<https://www.forth.go.jp/>」でもご確認ください。

## 28. 募集型企画旅行契約約款について

本旅行条件書に定めない事項については当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://ehimeshinbunryoko.jp/> からご覧になれます。